

## 家庭でできる特殊詐欺対策

家庭内で特殊詐欺について理解を深めておきましょう

一口に特殊詐欺と言っても、様々な手口があります。それらについて理解を深めておくことで、万が一電話がかかってきても落ち着いて対応することができます。テレビや警察署のホームページ等を活用して詐欺の手口を学び、共有に努めましょう。

怪しい電話は真に受けないようにしましょう

犯人は、固定電話に直接連絡してきます。覚えのない番号で電話があったときや、「手続きのやり方を教えます」といった特殊詐欺の予兆電話と疑われるときは、話を真に受けず、一旦電話を切ることが大切です。



- 送りつけ商法  
購入した覚えのない商品を一方的に送りつけ代金を請求  
「次の手口は…」
- 点検商法  
「屋根」「床下」などを「無料点検します」などと  
言って訪問し、修理が必要として多額のサービス料を要求
- 新型コロナ関連詐欺  
「GPS機能により行動範囲内で感染者との接触が確認されました」と不安  
をあおるメールで偽サイトにアクセスさせ、スマホの情報を盗み取る
- 多重債務商法  
返済に困っている人を狙って、「安くなるのでローンを一  
本化しませんか」などと誘い、お金を借りさせる

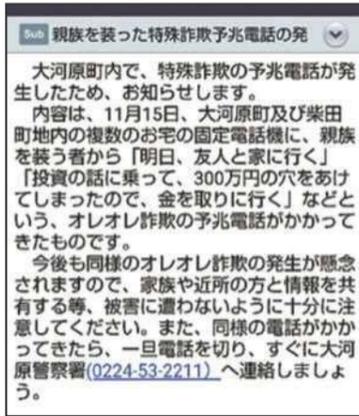
### 4月1日から始まります！

特殊詐欺対策機能電話購入費用の一部助成

町では、特殊詐欺対策機能がついている電話機等を購入した方に対して、購入費用の一部を助成する事業（最大5,000円）を実施します。

※詳しくは、次号に掲載予定です。

QRコード



メール登録をすると、このような注意喚起のメールが届きます。

町の防犯・交通メール登録をしましょう

大河原町防犯・交通メールでは、町内や近隣市町で発生した不審者や特殊詐欺などの情報をお知らせしています。ぜひご登録ください！！

- ①メール配信を希望する携帯電話・スマートフォンから「kyosou@wbi.jp」に空メールを（件名・本文を空白で）送信してください。または、QRコード読み取りに対応した携帯電話・スマートフォンをお持ちのかたは、右上のQRコードを読み取ってください。メールアドレスを自動的に読み取りますので件名と本文に何も記入しないで、そのまま送信してください。
- ②登録完了メールが届きます。これで登録は完了です。

※迷惑メール対策の受信設定をしている場合は「kyosou@wbi.jp」からのメールを受信できるように設定を変更してください。

## 宮城県内 特殊詐欺

令和3年

# 280件

## 被害額 4億円以上



令和3年の宮城県の特殊詐欺被害件数は280件。被害総額は4億円以上です。令和2年と比較すると、件数で100件、被害金額で1億円以上増加しています。特に、9月以降は12月まで毎月30件以上の被害が確認されています。

地域安全だより春季号  
大河原町・大河原町防犯協会発行

## 特殊詐欺の手口

(宮城県内)

令和3年

被害金額 1位 オレオレ詐欺

約1億1,800万円

(前年比 約4,960万円増)

令和3年

被害件数 1位 架空料金請求詐欺

87件

(前年比 38件増)



「お、オレオレ」  
「払わないと、期日までにウツタエルヨ」

犯人は、家族だけでなく、自治体職員や警察官などあらゆる人物を装って、様々な手口で言葉巧みに騙してきます。他人に銀行口座の暗証番号などを教えてはいけません。また、役場職員や警察官が暗証番号を聞くことはありません。

息子さん的人身事故を起こしてしまいました。賠償金〇〇万円をすぐ振り込んでください。警察官です

これから医療費の還付金請求の書類としてキャッシュカードを受け取りにうかがいます。役場職員です



自分だけは大丈夫。その考えを巧妙にかいくぐってくるのが詐欺の手口。大河原町も狙われています。

気軽に参加できる

## おがわらの防犯活動

### ながら見守り隊

### パトロールランニング隊

大河原町では、防犯力の向上を目指し、日常生活の中で地域の見守り活動を実施していただく「ながら見守り隊」と、「パトロールランニング隊」への参加者を募集しています。

参加方法や詳しい活動内容等については、お問い合わせください。みなさまのご協力、心よりお待ちしております。

【問合せ先】役場2階 総務課行政係  
【電話】0224-5312111



ちよつと待って！  
そのお金振り込む前に相談を

## 大河原町消費生活相談

予約不要・無料相談です

消費者と事業者間の契約トラブルや電話勧誘販売、送りつけ商法、点検商法、多重債務ハガキや身に覚えのないメールでの請求など、怪しいと思ったらまずはご相談ください。

【日時】毎週火曜日・木曜日  
午前9時～午後4時

【場所】役場3階 商工観光課

【電話】0224-5312659

【FAX】0224-5313818

※直接お越しいただくか電話でご相談ください。相談は役場庁舎内の個室で行います。



大河原町消費生活相談員  
安藤 あき子さん

町の消費生活相談日以外の相談は

宮城県大河原地方振興事務所

県民サービスセンター

【電話】0224-5215700

宮城県消費生活センター

【電話】022-261-5161

消費者ホットライン

【電話】188(局番なし)